

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第20号
令和7年7月16日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における白木出張所期日前投票所の投票管理者が辞任したことに伴い、新たに選任する必要があるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本 和 則

(別 紙)

期日前投票所開設場所：白木出張所

区分	日時	曜日	住所	氏名
新	令和 7 年 7 月 1 8 日	金	広島市西区	檀 聡志
旧	令和 7 年 7 月 1 8 日	金	広島市中区	喜田 賢